

駒ヶ根市立中学校 部活動運営方針

令和6年10月 改訂
駒ヶ根市教育委員会

目 次

| | | |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 趣旨 | 2 |
| | (1) 中学校部活動の意義 | |
| | (2) 駒ヶ根市の部活動の課題 | |
| | (3) 活動方針の改訂 | |
| 2 | 駒ヶ根市中学校の部活動の取組み | 3 |
| | (1) 適切な運営に向けた活動方針の策定 | |
| | (2) 適切な指導体制 | |
| | (3) 適切な指導の実施 | |
| | (4) 保護者や地域との連携 | |
| 3 | 部活動の活動基準 | 4 |
| | (1) 適正な活動時間 | |
| | (2) 休養日の設定 | |
| 4 | その他 | 5 |
| | (1) 大会参加等、対外試合に係る事項 | |
| | (2) 合同部活動、拠点校部活動に係る事項 | |
| | (3) 入部、退部等に係る事項 | |
| | (4) 部活動に係る諸会合 | |
| 5 | 適用 | 6 |

駒ヶ根市立中学校 部活動運営方針

令和6年10月 改訂
駒ヶ根市教育委員会

1 趣旨

(1) 中学校部活動の意義

教育活動の一環として行われる学校部活動は、生徒の自主的・自発的な参加による任意の活動ではありますが、責任感や連帯感を養い、達成感も味わいながら、自己実現および地域社会とのつながりづくりにも寄与するものとして、以下の通りその教育的意義の大きさは計り知れません。

- ・スポーツや文化・芸術及び科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものです。
- ・自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会です。
- ・異年齢との交流の中で、生徒－生徒、教員－生徒、生徒－地域の方々等の人間関係の構築や、自己肯定感・自己有用感の高揚が期待できます。

また、生涯にわたってスポーツや文化・芸術活動及び科学等に親しむ習慣を身につけ、健康・体力の保持増進や知識・技能の習得など、生徒自身の学校生活、家庭生活、社会生活を豊かにする上で極めて重要な活動です。

(2) 駒ヶ根市の部活動の課題

駒ヶ根市の中学生期のスポーツ活動、文化・芸術・科学活動を取り巻く課題としては、全国的・全国的・上伊那郡的な課題と同様、学校規模による活動（種目）選択格差の解消、少子化による生徒数の減少等持続可能な活動の構築、運動競技経験や文化・芸術・科学活動経験の無い教員に指導を頼らざるを得ない状況など、様々な点が明らかになっています。

また、責任の所在が曖昧であったり、一部過熱化による活動の長時間化といった問題だったり、学校部活動との関係性から、任意の参加であっても参加せざるを得ない状況や雰囲気指摘されたりしている「運動部活動の延長として行われている社会体育活動」「文化・芸術・科学部活動の延長として行われている社会文化活動」についても未だ課題が生じています。

このような社会体育活動・社会文化活動については、部活動の保護者会や地域の指導者等が運営団体や実施主体になるケースも含め、生徒、職員、保護者、地域、市町村教委が情報共有・共通理解した上で、学校部活動を地域に移行した「新たな地域クラブ活動」として運営・活動する方向でまとめていきます。

(3) 活動方針の改訂

駒ヶ根市教育委員会では、令和2年3月に「駒ヶ根市立中学校部活動運営方針」を策定し、市内中学校の部活動運営について共通理解を図りました。この運営方針を礎として、両中学校では自校の部活動に係る活動方針を示し、円滑な運営により大きな成果をあげてきました。（同様に、小学校の課外活動においても自校の実態に則した活動方針を策定しました。）しかしながら、少子化や急速に進

むIT化、教員を含む人的資源の不足等、学校を取巻く環境も大きな変化の時を迎えています。

このような状況の中、駒ヶ根市教育委員会では、部活動の意義及び課題、両中学校の今までの取組や実績も踏まえつつ、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月スポーツ庁策定)、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年12月文化庁策定)、「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」(令和6年3月長野県教育委員会策定)を基に、駒ヶ根市の教育で大切にしている「内から育つひたむきな子の育成」及び、両中学校の学校教育目標の具現に思いを寄せたものとして、令和6年10月に「駒ヶ根市立中学校部活動運営方針」を改訂しました。

2 駒ヶ根市中学校の部活動の取組み

(1) 適切な運営に向けた活動方針の策定

- ① 校長は、「駒ヶ根市立中学校部活動運営方針」(令和6年10月改訂)を基に、年度当初に自校の部活動に係る活動方針を作成します。
- ② 部活動顧問(以下「顧問」)は、年間の活動計画(活動日、休養日、参加予定の大会・コンクール等の日程)並びに、毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出するとともに、必要に応じて生徒・保護者へ情報提供します。
- ③ 校長は、自校部活動の活動方針を学校ホームページ等で公開するとともに、毎月の活動計画及び活動実績を確認し、生徒や教員の過度の負担にならないよう適宜指導・助言します。

(2) 適切な指導体制

- ① 校長は、生徒のニーズ、各校の生徒や教員の人数、校務分掌等を踏まえつつ、充実した指導や生徒の安全確保など円滑な部活動を実施するため、適正な部活動数について研究・検討をします。
- ② 校長は、特定の職員に偏ることなく、学校組織全体で部活動の適切な指導・運営・管理が可能な校内体制の構築に努めます。
- ③ 校長は、部活動の活動実績、顧問の勤務時間の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度にならないよう適宜指導・助言を行います。
- ④ 校長は、駒ヶ根市教育委員会等と連携し、部活動指導に係る地域人材(部活動指導員、外部指導者等)を積極的に活用しながら、「地域の子どもは学校を含めた地域全体で育てる」ことを推進していきます。

(3) 適切な指導の実施

- ① 顧問は、自校が策定した「部活動に係る活動方針」及び、長野県教育委員会が策定した「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」(令和6年3月長野県教育委員会策定)に基づき、適切な指導を行います。特に下記の事項については、全顧問共通理解の下で指導を行います。

- ・部活動の教育的な意義を十分に理解し、生徒の発達段階に応じた指導・支援を行います。
- ・科学的な見地に基づく短時間で効果的な指導・支援に努めます。
- ・生徒の心身の健康管理や部活動による事故の防止など、生徒の安全を確保するとともに、事故発生の際は適切に対応します。

- ② 校長及び顧問、部活動指導員、外部指導者は、体罰や不適切な言動による指導の根絶に向け、研鑽と修養に取り組みます。

(4) 保護者や地域との連携

- ① 校長は、駒ヶ根市教育委員会と連携し「スポーツ・文化活動運営委員会」を開催して、保護者、地域、外部指導者等と、部活動の方針、年間計画などを確認・共有します。
- ② 校長は、地域の外部指導者などの運動競技経験者、文化・芸術・科学活動経験者や、専門性を有する人材、保護者を含む地域ボランティア等と連携・協力し、顧問が合理的且つ効果的な指導・支援に当たることを目的とした研修や、実際の指導のサポート体制の充実を図ります。
- ③ 校長は、地域において実施されている社会体育活動やスポーツクラブ、地域において実施されている文化・芸術・科学活動等、生徒の部活動以外の活動状況についても把握に努めます。

3 部活動の活動基準

(1) 適正な活動時間

- ① 平日の活動時間は2時間程度、各校が下校時の安全を考慮して季節ごとに定める部活動下校時刻までとします。部活動下校時刻を超えて活動する場合には、別に定めます。
- ② 休日の練習は3時間程度とします。(原則、準備・片付けの時間は含みません。)
- ③ 長期休業の活動については、原則平日の活動とします。活動時間については、休日と同様3時間程度とします。
- ③ 朝の部活動は原則活動を行わないこととします。但し、特別な事情がある場合には、校長の許可を得た上で、当該生徒・保護者、全職員に十分な説明(共通理解)をして、顧問の指導の下で実施することとします。実施に当たっては、全員参加ではなくあくまでも少人数個別指導が対象であること、当該生徒の健康面に十分配慮した活動内容であること、放課後の活動を時間短縮する等の配慮をすることとします。
- ④ 平日の活動において、部活動下校時刻を超えて活動する場合(主に冬期、目安として11月～1月末)は、原則週2日以内、概ね2時間程度の活動を目安として計画・実施します。但し、以下の点を十分確認して計画・実施することとします。
 - ・計画段階で校長の許可が必要です。
 - ・当該部活動生徒・保護者に十分な説明をして理解を得ることが必要です。(家庭通知等)
 - ・下校時の安全に係る措置(保護者または家族のお迎え等)を講じる必要があります。
 - ・部活動下校時間を超えて活動することを、全職員が承知している必要があります。

(2) 休養日の設定

- ① 学期中は、週あたり平日1日以上、休日1以上の休養日を設けます。
 - ・平日の水曜日は、原則休養日（ノー部活デー）とします。
 - ・土曜日及び日曜日等（以下「週末」）は、少なくとも1以上の休養日を設けます。
- ② 週末に大会やコンクール等で両日活動する場合は、以下の点を十分確認してください。
 - ・計画段階で校長の許可を得ることが必要です。
 - ・参加計画書(引率計画)を作成し、当該生徒・保護者に十分な説明をして理解を得ることが必要です。
 - ・休養日は、できるだけ他の週末に振り替えるように計画します。どうしても難しい場合は、校長と相談の上、平日のもう1日を休養日に振り替えます。

【 土日連続して活動する場合の参考 『例』 】

- 土曜日 → 大会、日曜日 → 大会 …… 原則翌週の土日は休養日対応
- △ 土曜日 → 練習、日曜日 → 大会 …… 校長と要相談 原則翌週の土日は休養日対応
- × 土曜日 → 大会、日曜日 → 練習 × 土曜日 → 練習(練習試合)、日曜日 → 練習(練習試合)

【 3連休で活動する場合の参考 『例』 】

- 初日 → 練習(大会)、2日目 → 練習(大会)、3日目 → 休養日
 - △ 初日 → 大会、2日目 → 練習(大会)、3日目 → 大会 …… 「要相談」 翌週の土日は休養日対応
 - × 初日 → 練習(大会)、2日目 → 練習(大会)、3日目 → 練習
- ・校長は、土日両日の部活動が常態化しないように現状を把握し、適宜に指導・助言します。
- ③ 長期休業中は、休業期間の半分以上の休養日を設けます。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、活動は原則平日に行うよう配慮します。
 - ④ 長期休業や、学校で予定している定期テスト前等を活用して、連続した休養日やオフシーズンを設けるように配慮します。(学校全体、或いは部活動ごとにオフシーズンを設定する。)

4 その他

(1) 大会参加等、対外試合に係る事項

- ① 生徒や顧問の負担を考慮し、大会参加、練習試合の実施等、対外試合の精選を図ります。

なお、学校管理下で参加する大会や練習試合については、計画段階で校長に相談し、許可を得たものに限り参加が認められます。
- ② 部活動顧問は、参加が認められた大会、練習試合等について、参加計画(引率計画)を作成し、関係生徒、保護者に十分な説明をして理解を得ることとします。

(2) 合同部活動、拠点校部活動に係る事項

駒ヶ根市教育委員会および校長は、多様なスポーツ、文化芸術活動の保障、少子化による部員数や顧問教員数の減少、地域指導者の不足に鑑み、近隣の中学校を含めた複数校での合同部活動、部活動設置の有無に関わらず活動機会を保障する拠点校部活動を検討していきます。

(3) 入部、退部等に係る事項

- ① 部活動の入部については、自主的・自発的な活動であることを前提に、入部する・しないも含め、

生徒の希望が最優先されるよう配慮します。

- ② 1年生の入部については、見学期間、仮入部期間等の準備期間を経て正式入部となるように配慮します。
- ③ 原則一人一部活動に入部することとします。但し、社会体育・文化活動等で複数の競技に取組み、複数の競技大会やコンクール等の参加希望がある場合は、学級担任が窓口となり可能性の有無も含めて対応します。
- ④ 退部・休部等の相談については、当該生徒、保護者、部活動顧問、学級担任等が十分かわりながら対応します。

(4) 部活動に係る諸会合

- ① 校長は、部活動参観日及び保護者説明会を設定し、活動の様子を参観いただいたり、活動方針等を懇談いただいたりして、部活動運営の基本方針等、学校(顧問)と保護者の共通理解を図ります。
- ② 駒ヶ根市教育委員会は、校長と連携して各校にスポーツ・文化部活動運営委員会を設置し、年間2回を目安に運営委員会を開催します。各校の部活動運営委員会では、部活動運営の基本方針の確認、部活動の課題・要望等を整理し、より良い活動につながるように活かしていきます。
- ③ 校長は、必要に応じて部活動顧問会、部長会等を開き、指導事項の確認・協議等を行い、共通理解を図ります。
- ④ 駒ヶ根市教育委員会及び、両校校長は、前述「4-(2)」の対応として、両中学校合同の部活動運営委員会の開催を計画するなどして、運営の基本方針、平日・休日の活動における適正な活動時間や休養日の設定について、両校職員・保護者の共通理解に努めます。

5 適用

- (1) この「駒ヶ根市立中学校部活動運営方針」は、「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」(令和6年3月 長野県教育委員会 策定)をうけて改訂し、令和6年10月1日より適用とします。なお、駒ヶ根市教育委員会は、本方針を踏まえた各中学校の取組状況や部活動の実態を把握するとともに、全県的な動向も注視しながら、必要に応じて本方針の見直しを行います。
- (2) 本方針は、部活動を地域移行した「新たな地域クラブ活動」についても適用することとします。また、小学校の課外活動については、学習指導要領に位置付けられているものではありませんが、多くの学校で行われている本市の実情を踏まえ、本方針に準ずることとします。

駒ヶ根市立中学校部活動運営方針

令和2年3月

駒ヶ根市教育委員会 策定

令和6年10月

改訂

【参考資料】

長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針

令和6年3月

長野県教育委員会 策定